

個人情報の共同利用について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、1) 委託先への提供 2) 合併等に伴う提供 3) グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

したがって、共同利用している事業につきまして、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名（もしくは名称）について、次のように公表いたします。

【高額医療給付に関する交付金交付事業】

1. 健康保険組合連合会との高額医療交付金交付事業の共同実施について

徳洲会健康保険組合（以下「当組合」という。）と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する高額医療交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

当 組 合：高額医療事業担当者、常務理事、業務処理委託業者（大和総研）

健 保 連：交付金交付事業グループ・高額医療担当職員

業務委託先：公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当においては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。

5. レセプトデータ等の管理責任者名（もしくは名称）について

当 組 合：常務理事

健 保 連：組合サポート部長

【被保険者・被扶養者の各種健康診査事業】

1. 適用事業所との各種健康診査事業の共同実施について

事業主が労働安全衛生法第 66 条並びに労働安全衛生規則第 44 条定めに基づき実施する定期健康診査と、当組合が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施する特定健康診査並びに特定保健指導と、健康保険法第 150 条に基づき実施する保健事業としての健康診査の事業を共同で実施し、その情報を共同利用のうえ保健事業に活用します。

2. 共同利用する個人データ項目について

定期健康診査項目、特定健康診査項目、特定保健指導項目、保健事業としての健康診査項目、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

当 組 合：保健事業担当者

適用事業所：各事業所の総務、健診担当者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的

当 組 合：特定健診、人間ドック・がん検診及び特定保健指導の実施、補助金支払、データヘルス計画のための分析・情報提供、未受診者案内

適用事業所：法定健診、人間ドック・がん検診及び特定保健指導の実施、労働者の健康管理、補助金請求、未受診者案内

5. 健診データ等の管理責任者名（もしくは名称）について

当 組 合：常務理事

適用事業所：各事業主所轄担当長等